

女性会員権種別変更

清川カントリークラブでは、女性会員権から男性会員権への変更は認められている一方、男性会員権から女性会員権への変更は、相続及び生前贈与の場合を除き認められていません。このため、女性会員の定員の欠員が重なり、30名を超える状況となっています。この状況を改善するため、本年8月1日より来年2月1日までの間に行われる入会申請又は法人会員の登録者変更申請において、正会員は19口、平日会員は6口に達するまで、申し込み先着順で男性から女性への会員種別の変更を認めることとしました。